

建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いの運用 について

令和元年台風第19号により工事発注件数の増加が見込まれるなか、災害復旧工事を円滑に行うための施工確保対策として、今後、当面の間、建設工事における現場代理人の兼任に係る運用要件を下記のとおり緩和します。

施工にあたっては、工事の品質の確保及び工事現場等における安全確保・健康管理に十分留意してください。

1. 運用の内容

- ① 兼任可能な工事の数

既発注分含めて5件まで可能とする。

- ② 兼任可能な工事の請負金額

金額の制限（上限）を設けない。

- ③ 連絡員に関する要件

**元請又は下請の社員を問わない。
※工事現場に常駐する連絡員を配置**

2. 適用期間

令和4年3月の公告案件まで